

平成 30 年 5 月定例記者会見 議事録

【司会】

それでは只今から定例記者会見を始めます。

初めに、平成 30 年西条市議会 6 月定例会提出予定議案についてです。市長、お願いします。

○平成 30 年西条市議会 6 月定例会提出予定議案について（市長）

まずもって、何かとご多用の中ご参集いただきまして、ありがとうございます。

平成 30 年 6 月定例会提出予定議案等につきまして、発表させていただきます。

まず、定例会の招集日は 6 月 4 日 月曜日、提出議案につきましては、予算案 3 件、条例案 6 件、その他案件 15 件の計 24 件を予定しております。

続いて、6 月補正予算措置事業の概要についてお知らせをいたします。

今回の補正予算では、CLT（直交集成板）を活用した子育て支援施設の整備や、オーストリア共和国のホストタウン登録を受けて進めるスポーツクライミング施設の活用施策のほか、国・県補助の内示や見通しがついた公共事業を中心に、都市基盤の整備や農林水産業の振興、学校教育の充実など、市民生活に密着し、当面对応しなければならないもの、また、時期的に今回計上することが適当と判断したものについて補正措置を行うことといたしました。

主な内容といたしましては、小松地区の子育て支援の拠点として、支援センターや一時預かり保育、交流の場などの機能を包括する（仮称）子育て支援センターの整備に着手いたします。

また、整備にあたっては、市内企業で生産が可能となりました CLT を部分的に採用して建築することといたしております。

次に、スポーツクライミング推進事業として、現在、「石鎚クライミングパーク S A I J O」で整備を進めておりますスピード競技施設の完成セレモニーや合宿誘致活動に要する経費を計上いたしております。

また、本市が国の「地方再生コンパクトモデルシティ」モデル都市に選定されたことを受けまして、御船川周辺整備事業として、緑道等の整備に要する経費や、民間事業者による市民緑地の整備に対する補助金を計上いたしております。

その結果、一般会計の補正予算額は45億6,362万3千円となり、特別会計及び水道事業会計を合わせた、全会計の補正予算の合計額は、56億5,850万3千円となっております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○平成 30 年 6 月定例会予算関係詳細説明（財務部長）

私からは、予算関係の議案第 60 号から議案第 62 号までの 3 件につきまして、ご説明申し上げます。

『平成 30 年度 6 月補正予算の概要』をご準備ください。

1 ページは、6 月補正予算の編成方針につきまして、掲載しておりますので、後程、ご覧ください。

2 ページをご覧ください。

6 月補正におけます会計別予算の規模でございます。

一般会計の 6 月補正予算額の欄ですが、45 億 6,362 万 3 千円で、累計予算額は、483 億 6,195 万 1 千円となり、前年同期と比較いたしますと、金額で 25 億 988 万円、率にいたしますと、5.5%の増となっております。

特別会計では、公共下水道事業特別会計で、10 億 2,838 万円の補正となっております。

また、企業会計の補正予算額では、水道事業会計が 6,650 万円の補正となっております。

これらの全会計を合計いたしますと、補正予算額は 56 億 5,850 万 3 千円で、累計予算額は、805 億 9,263 万 7 千円となり、前年同期と比較いたしますと、金額で 8 億 8,682 万 4 千円、率にしまして 1.1%の減となっております。

続きまして、主な事業につきまして、新規事業を中心にご説明申し上げます。

4 ページをご覧ください。

2 番目の「保育施設整備助成事業」2 億 2,424 万 3 千円は、富士保育園の園舎の老朽化、及び施設狭小に対応するために行う移転・新築経費に対して助成を行うものです。開園予定は、平成 31 年 4 月となっております。

5 ページをご覧ください。

こちらは、公共下水道事業特別会計になります。

西条処理区及び東丹処理区の、「管渠整備事業」として 6 億 9,733 万円を計上しております。

次の「三津屋雨水ポンプ場整備事業」7,080 万円は、三津屋都市排水機場の老朽化による排水能力の低下や、区域内の宅地化による雨水流入量の増加等に対応するため、三津屋雨水ポンプ場を整備し浸水防除の機能向上を図るもので、本年度から新設工事に着手するものです。

6 ページをご覧ください。

同じく公共下水道事業特別会計になります。

「終末処理場増設等事業・改築事業」2 億 1,766 万 1 千円は、供用開始から 33 年が経過する西条浄化センターにおきまして、老朽化に加え、供用区域の拡大による処理汚水の増

加に対応するため、汚泥脱水機設備について、汚泥貯留槽に攪拌設備の増設や、汚泥脱水機の改築等を行うものであります。

7 ページをお願いします。

「古川玉津橋線道路改良事業」3 億 3,300 万円は、古川玉津橋線を玉津西条 1 号線と接続し、災害時の緊急輸送路である国道 11 号西条市バイパスまで連結し、国道朔日市線の渋滞緩和や周辺地区の浸水対策効果等を高めるものでございます。本年度は、交差点改良工事や舗装工事を行うとともに、浸水対策工事を実施し、本年度中の完成を予定しております。

8 ページをお願いします。

「楠浜北条線道路改良事業」3 億 4,721 万 1 千円は、未整備区間である県道徳能伊予三芳停車場線と国道 196 号の区間を整備するものです。本年度は、跨線橋の橋梁工事費や用地費等を計上しております。

次の、「ハイウェイオアシス線等道路改良事業」3,805 万 2 千円は、国道 11 号と石鎚山ハイウェイオアシスのアクセス性向上のため、市道ハイウェイオアシス線等の改良工事を行うもので、ハイウェイオアシス館のリニューアルに併せて周辺整備を行うことで経済効果の増大や地域防災の強化を図るものです。

10 ページをご覧ください。

「東部公園整備事業」1 億 5,448 万 7 千円は、市の東部地域におけるスポーツ活動及び防災の拠点として整備するものであります。本年度は、既存工作物の撤去や敷地造成工事等を行うものです。

11 ページをお願いします。

「丹原中央公園整備事業」1 億 4,027 万 2 千円は、一部未整備部分のあった丹原中央公園を再整備し、公園施設の充実と防災拠点としての機能向上を図るものです。本年度は、既存建築物の撤去や敷地造成工事等を行うものです。

次の「(仮称)新泉町団地整備事業」3 億 6,865 万 5 千円は、老朽化が進む泉町住宅と戻川住宅を集約し、(仮称)新泉町団地を新たに整備することで、まちなか居住の推進と中心市街地の活性化を図るものです。本年度は、1 区の建物建設工事、及び 2 区建物撤去工事を行います。

12 ページをお願いします。

2 番目の「消防車両等整備事業」1,911 万円は、地域消防力の充実強化を図るため、配備から 23 年が経過し老朽化が著しい大町分団の消防ポンプ自動車を更新整備するものです。

13 ページをご覧ください。

「東予東中学校技術室棟整備事業」9,778万3千円は、老朽化し、耐震強度が不足している東予東中学校の技術室棟を建て替えるもので、既存技術室の撤去と改築工事を実施し、平成31年4月の供用開始を予定しています。

次の「特別支援学級開設に伴う校舎改修事業」2,490万円は、特別な支援を必要とする児童・生徒が学校生活を円滑に等しく送れるよう必要な教室の改修を行うもので、吉岡小学校、小松小学校、及び西条東中学校で実施するものです。

14 ページをご覧ください。

2 番目の「意欲ある畜産担い手応援事業」480万4千円は、畜産農家が関係者と連携し、収益力向上につながる畜産関連施設の整備等に対し、経費の一部を助成することで、意欲ある担い手による地域畜産業の持続的発展と生産基盤の体質強化を図るものです。

16 ページをお願いします。

2 番目の「CLT利用促進事業」600万円は、西条産CLTを広くPRするとともに、CLT建築の設計業者等建築関係者の技術者育成の機会を設けることによりCLTの利用促進に繋げ、林業の振興を図るものであります。本年度は、主にCLT普及・PR業務委託料、CLT建築設計者育成業務委託料等を計上しております。

17 ページをお願いします。

「里山自伐型林業推進事業」85万円は、山林所有者や地域住民等自らが伐採や搬出を行う自伐型林業について、市内外の林業に関心のある方々に理解を深めてもらい、将来的に自伐型林業者の確保に繋げることで、担い手の育成、水源涵養等の森林機能の保全、里山周辺における鳥獣被害の防止等、林業振興との相乗効果を図るものであります。

次の「海岸保全施設整備事業」451万8千円は、河原津漁港区域内の海岸保全施設である南・北防潮堤について、予防保全を踏まえた適切な維持管理を推進していくため、損傷度の調査及び長寿命化計画の策定を行うとともに、機能維持のための補修工事を実施するものであります。

以上で、予算関係の説明を終わります。

○平成 30 年 6 月定例会議案関係詳細説明（総務部長）

私から、条例等の議案につきまして、「平成 30 年 6 月定例会 提出議案概要（記者発表資料）」に基づきまして、ご説明申し上げます。なお、案件によりまして「議案資料（その 2）及び（その 3）」も併せてご覧いただければと思います。

1 ページをご覧ください。

議案第 59 号は、地方税法の改正に伴い、本年 4 月 1 日に施行されることとなった固定資産税における土地の負担調整措置と法人市民税の延滞金の計算に係る取扱いについて、本年 3 月 31 日に専決処分をいたしましたので、議会の承認を賜ろうとするものであります。

次に 2 ページに移ります。

議案第 63 号は、条例で予定価格が 2,000 万円以上の動産の買入れは議会の議決が必要なことから提出するものでありまして、議案資料（その 2）の 1 ページに、入札の概要をお示ししております。

次に 3 ページに移ります。

議案第 64 号は、愛媛県漁業信用基金協会への出資金に係る権利の一部を放棄するため、議会の議決を求めるものでありまして、議案資料（その 2）の 2 ページに、愛媛県漁業信用基金協会の業務概要等をお示ししております。

次に 4 ページに移ります。

議案第 65 号は、大新田 275 番の地先に造成されました土地が、本市の地域であることの確認を行うものでありまして、議案資料（その 2）の 3 ページに、新たに生じた土地の概要をお示ししております。

次に 5 ページに移ります。

議案第 66 号は、議案第 65 号の新たに生じた土地を「西条市大新田」の区域に編入するものでありまして、議案資料（その 2）の 4 ページに概要をお示ししております。

次に 6 ページに移ります。

議案第 67 号は、飯岡辰川地区において、土地改良事業を行うため提出するものでありまして、議案資料（その 2）の 5 ページに位置図を、6 ページに計画一般図をお示ししております。

次に 7 ページに移ります。

議案第 68 号は、平成 30 年 3 月 16 日に策定しました「西条市景観計画」に関し必要な事項を定めるため、所要の条例を制定するものであります。

条例の主な内容でございますが、

1 点目は、良好な景観の形成を特に推進することが適当と認める区域を景観形成重点地区

と定めることができることとしております。

2点目は、景観計画の変更や景観形成重点地区に関することなどを審議するため西条市景観審議会を置くこととしております。

3点目は、景観計画に基づき、本市においては、届出を要しない行為を定めております。

4点目は、景観法の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、西条市景観審議会の意見を聴くものとしております。

なお、条例の施行期日は、平成30年10月1日としております。

次に8ページに移ります。

議案第69号は、法改正に伴い、主に4点の改正を行おうとするものであります。

1点目は、市町村たばこ税を、3段階で引き上げるとともに、加熱式たばこについては、課税方式を見直し、5年間かけて段階的に移行することとしております。

2点目は、資本金1億円超の普通法人等に対して、法人市民税の電子申告を義務化することとしております。

3点目は、個人所得課税について、給与所得控除と公的年金等控除からの基礎控除への振替等に伴う個人市民税の非課税基準の引上げ等を実施することといたしております。

最後に4点目は、生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間において、市の計画に適合し取得される中小事業者の先端設備等に係る固定資産税について、最初の3年間、課税標準額を零にしております。

なお、議案資料(その2)の7ページに市民税に係る改正概要を、8ページに固定資産税に係る改正概要をお示ししております。

次に9ページに移ります。

議案第70号は、政令の施行に伴い、基礎課税額の限度額を、現行の54万円から58万円に引き上げるとともに、軽減判定の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減は現行の27万円から27万5,000円に、2割軽減は現行の49万円から50万円に改正するものでありまして、議案資料(その2)の9ページに主な改正点をお示ししております。

次に11ページに移ります。

議案第71号は、省令の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改正するものであります。

次に12ページに移ります。

議案第72号は、西条市介護保険条例第4条第1項第1号に該当する者の本年度から平成32年度までの保険料を、現行の3万6,800円から3万3,100円に、額にして3,700円の引き下げを行うものでありまして、議案資料(その2)の10ページに保険料の対比表をお示ししております。

次に 13 ページに移ります。

議案第 73 号は、省令の改正に伴い、訪問サービスを提供する訪問介護員等については、従来どおり「介護職員初任者研修」の修了者とするものであります。

次に 14 ページに移ります。

議案第 74 号は、条例で予定価格が 1 億 5,000 万円以上の工事契約は議会の議決が必要なことから提出するものでありまして、議案資料（その 3）に入札の概要をお示ししております。

次に 15 ページに移ります。

報告第 1 号は、繰越計算書でありまして、事業名や繰越額などの詳細につきましては、「平成 30 年 西条市議会第 3 回（6 月）定例会提出議案書」の 66 ページから 71 ページに調製しておりますので、後程ご覧ください。

次に 16 ページに移ります。

報告第 2 号から 18 ページの報告第 4 号までの 3 件は、地方自治法の規定により報告するものでありまして、決算書等の詳細は、別冊で調製しておりますので、後程ご覧ください。

次に 19 ページに移ります。

報告第 5 号から 21 ページの報告第 7 号までの 3 件は、交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分をいたしましたので、議会に報告するものであります。

最後に 22 ページに移ります。

報告第 8 号は、水道料金の債権の権利を放棄しましたので、報告するものであります。

以上で、条例等の説明を終わらせていただきます。

【司会】

それでは只今説明いたしました内容につきまして、ご質問がございましたら挙手の上、お願いいたします。

【記者】

子育て支援センターで、CLTはどういうところに使われるのか。

【保健福祉部長】

CLTにつきましては、エントランスから多世代交流ホールまでの間仕切りの壁と、屋根の部分のひさしに使用します。全体での木材使用量の62.56パーセントです。

【記者】

CLTは強度が売りらしいが、梁とか柱とかには使わないのか。

【保健福祉部長】

この施設は保育施設等なので、耐火等の関係があり、CLTが使えないところがあります。使えるところについては、できるだけ使っています。

【記者】

CLTつながりで、予算の16ページのCLT利用促進事業で、西条産CLTは木も西条の木なのか。

【農林水産部長】

西条産材を使ったCLTということで考えています。国産材を利用促進するということですが、西条市ですので、西条市の木を使うことを考えています。

【記者】

委託先はどういうところを考えているのか。

【農林水産部長】

能力があるようなところをお願いするというので、CLTの協会とかそういったところも考えたいと思いますが、今のところ決定はしておりません。

【記者】

先日設立したE-CLTは候補になっているのか。

【農林水産部長】

E-CLTは販売会社になりますので、この事業は主に技術の方を普及したいということで、PR事業は販売の方もありますが、今のところE-CLTは考えてはおりません。

【記者】

設計演習等の実施というところで、西条市内の建築会社を対象にするのか、広く使ってもらうために都会の方で実施するのか。

【農林水産部長】

これは県と補助事業を一緒にしておりますので、県内の設計業者が入っていただいでやる場合もいいですし、西条市内の設計業者が都会の方のところと組んで勉強するというのも可能にしたいと考えています。

【記者】

西条市の子育て支援センターを作るための西条のCLTは、西条市産のCLTではないのか。

【保健福祉部長】

西条市で作っていますが、西条市産の木を使っているかどうかはわかっておりません。

【記者】

CLTは全国いろんなところにあり、それを競争入札するのではなく、西条のCLT工場で作ったものを使うということか。

【保健福祉部長】

そうです。

【記者】

それは構わないのか。合併特例債を使っていて、そういうことが許されるのか。単独指名にするということか。

【保健福祉部長】

単独指名ではなく、建設については入札をしますが、西条市でCLTを生産していますので、そのCLTを使っただくということです。

【市長】

今回の場合、子育て施設の方では、耐火の問題とか、さまざまなクリアすべきところがありまして、CLTを全部で使うわけではなく、例えば壁面など部分的な採用になります。広く公募をかけて、建設業者を確定していくわけですが、その中で、西条産CLTを使っもらうようお願いするということです。

【記者】

C L Tを使う技術は西条市内の建設会社にあるのか。

【市長】

例えば構造1級とかの資格がいるのではということを含めたご心配だと思うのですが、先ほど農林水産部長からもあったように、そういった技術はまだまだこれからというところがあると思います。構造1級を取るには時間もかかりますので、タッグを組んでやっていくという方法もあると思いますし、技術を高めていくために研修会等も予定していくということで、全てを任せられるような業者が西条にあるかといえば、そこはまだ至ってないと思います。

【記者】

技術的には子育て支援センターを全部C L Tで作ることもできるはず。競争入札でやれば全国から来るのでは。

【市長】

最初にこの話を立てたときは、サイプレススナダヤさんの工場が竣工する前の話であったこともあり、まだ費用もかなりかさみますし、部分的な使用ということです。消防の河北出張所は全てC L Tでという形ですが、今回の計画の段階では少しタイムラグがあり、子育て支援施設ということもあって、部分的な採用ということで計画しました。今後、西条で「全国初の」といううたい文句もありますので、積極的に取り入れていきたいとは思っていますけれども、もちろん費用のこともありますので、そこは検討しながら、ということになるかと思っています。

【記者】

特別支援学級の校舎改修事業は、具体的にどう改修するのか。

【管理部長】

難聴教室の間仕切り、防音工事というものが主体となります。二重サッシとかです。

【記者】

3校とも同じか。

【管理部長】

同じです。

【司会】

他にございませんか。それでは次に、「スマートシティ西条」の構築に向けた取り組みについてです。市長、お願いします。

○「スマートシティ西条」の構築に向けた取り組みについて（市長）

続きまして、説明をさせていただきます。私が1年6カ月前に、「スマートシティ西条」の構築ということを掲げさせていただきました。

今年度推進をいたしております、「スマートシティ西条」の構築に向けた、各種取り組みにつきまして簡単にご説明させていただきたいと思っております。

各事業の概要につきましては、3月定例会の本会見にてご紹介をいたしておりますが、進捗状況等を中心にご説明をいたします。

表題が『スマートシティ西条関係事業』をご準備ください。

資料でもお示しいたしておりますとおり、今年度取り組んでおります、「スマートシティ西条」の構築に向けた取り組みといたしまして、各分野で計7事業を実施しているところでございます。

まず、1ページ目の「ワクワク健康ポイント事業」でございますが、7月25日から運用を開始する予定といたしております、6月15日から30日まで、30歳以上の方を対象に300名を募集することといたしております。

次に2ページ目の「子育てモバイルサービス事業」は、7月1日からアプリの運用を開始いたします。

登録は無料で、一部のサービスについては登録不要のため、子育てをされているご家庭の皆様にも広くご利用いただけるものと思っております。

3ページ目、「スマートフォンを活用したゆるやかな高齢者への見守り支援事業」は、東予西中学校区と河北中学校区をモデル地区として、同地区内におきまして、6月1日から6月15日まで募集を行いまして、7月から運用を開始することといたしております。

また、10月には、地域の各種団体や住民参加のもとで、模擬訓練を実施する予定といたしております。

次に、4ページ、これは新居浜の方でも話題提供があったかと思いますが、西条市でも、ということになりますが、「聴覚障がい者支援用タブレット端末導入事業」でございます。本庁の社会福祉課および総合支所の市民福祉課におきまして、6月1日から窓口サービスを開始いたします。タブレット端末を各支所に置くということ、そして手話通訳者が聴覚障がい者の対応をするということでございます。

次に5ページをお開きください。

「成人健康診査予約システム導入事業」は、6月1日から集団検診のweb受付を開始いたします。

この取り組みは、四国の自治体で初となると聞いております。24時間、申し込み可能ということになり、市民の利便性が高まるものと思っております。

次に、6ページ目、「コミュニケーション・ロボットを活用したゆるやかな高齢者への見守り支援事業」につきましては、5月21日までの期間で募集を実施いたしまして、先般10件、これはモデルですが、利用対象者が決定したところでございます。

今後、7月から9月の3か月間、トライアルとして実施をいたしまして、事業効果と有用性につきまして検証を行うこととしてまいりたいと考えております。

最後に、「ICTを活用したスマートスクール実証事業」につきましては、本年1月に「日本ICT教育アワード」を受賞するなど、本市が先行して取り組みを進めております教育分野でございますけれども、今後もこれらの取り組みを進めまして、子どもたちの学力向上のみならず、学校運営や教職員の皆さんの業務の改善につなげてまいりたいと考えております。

以上、各種取り組みについて簡単ですがご紹介申し上げましたが、今後、ICTを活用し、地域の誰もがつながり、安全・安心に、豊かで快適な生活を送れることができるまちづくりを進め、そのメリットをすべての市民の皆様が享受できる「スマートシティ西条」の構築を目指してまいりたいと思っております。

簡単ですが、現在の進捗状況ということで、7事業につきまして説明をさせていただきました。以上でございます。

【司会】

それでは只今説明いたしました内容につきまして、ご質問がございましたら挙手の上、お願いいたします。

【記者】

今、聴覚障がい者の人が来庁するケースは、本庁と支所を含めて1日に何件くらいあるか。

【社会福祉課長】

本庁につきましては、月平均でのべ10名くらいの方です。1の方が何回か来られることもあります。各支所につきましては、現在、設置通訳者の方がいませんので、なかなか支所の方に出向くというのは少なく、月数件でございます。

【記者】

3支所合わせてか。

【社会福祉課長】

各支所で数件でございます。その場合は筆談等により対応させていただいております。

【司会】

他にございませんか。それでは、只今説明いたしました項目以外に何かございましたら、挙手の上、お願いいたします。

【司会】

無いようですので、それでは以上で、定例記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。